

関島社会保険労務士事務所便り

2013年
11月号

社会保険労務士・行政書士
関島康郎

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



厚生年金加入モレ350万人～400万人 義務違反事業所に指導強化

厚生年金に加入させなければならないのに、事業主が手続きを怠り、加入できずにいる人が350万人～400万人にのぼり、義務違反の事業所は今年の3月末時点で約39万事業所あることが判明しました。10月22日の衆院予算委員会で田村憲久厚生労働相が明らかにしたものです。

未加入によって、雇い主は保険料負担を免れる一方、従業員は保険料が全額自己負担となる国民年金（保険料月15,040円）への加入を余儀なくされます。しかし、これらの多くの人には国民年金の保険料を払ってなく、将来、無年金者になりかねません。障害になったとき補償もありません。

厚労省は、今後加入手続きを取らない事業所を把握するため、日本年金機構や他の政府機関との連携を強めてその加入の指導を強めるとしています。

◆法人の事業所には加入義務

厚生年金に加入すべき事業所は、次の事業所です。

- ①法人および国、地方公共団体の事業所
- ②個人経営で、常時5人以上の従業員を使用する事業所

但し、次の事業所は強制適用の事業所となりません。

第一次産業（農林、水産、畜産業）
旅館、料理店、飲食店、理容業
弁護士、税理士、社労士等の法務業
神社、寺、教会等の宗教業

◆被保険者にすべき人

パートであっても、1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働時間が同じ事業所の一般従業員の4分の3以上（一般的には週30時間以上）の場合は、厚生年金の被保険者にしなければなりません（70歳未満に限る）。また、法人の代表者でも、労働の対償として報酬を受けられる場合は被保険者となります。

株式会社や、有限会社等の法人である事業所はすべて強制加入の適用事業所です。これらの事業所に働く該当する従業員は年金事務所に申告すれば、会社に対し厚生年金加入の指導がされます。

◆未加入事業所にはペナルティー

国土交通省は建設業の許可や更新の際、厚生年金の未加入事業所をチェックするとともに、下請け事業者から排除するよう建設業界に指導を強めています。こうした動きは今後、他の業界にも強化されるものと思われます。

年金は65歳から5年繰下げると42%増える

◆繰下げ支給とは

- ① 65歳から受給する年金を66歳以降に申し出て受給することを「繰下げ支給」といいます。申出した翌月分から増額された年金を受給することができます。
- ② 増額率は、1か月ごとに0.7%ずつ増えます。最大42%〔70歳〕まで増え、申出した翌月分から支給です。
- ③ 繰下げ支給は老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方ともでも、また別々でも繰下げができます。
- ④ 70歳まで繰り下げた場合、単純計算では82歳で繰り下げない人の年金受給総額が同額になります。
- ⑤ 繰下げの途中であっても、繰下げしないで65歳からの割増しのない額を一括してもらうこともできます。

| 受給年齢 | 支給率 | 老齢基礎年金の支給額(満額するとき) |
|------|--------|--------------------|
| 65歳 | 100.0% | 778,500 |
| 66歳 | 108.4% | 843,900 |
| 67歳 | 116.8% | 909,300 |
| 68歳 | 125.2% | 974,700 |
| 69歳 | 133.6% | 1,040,100 |
| 70歳 | 142.0% | 1,105,500 |

◆繰下げの注意点

- ① 65歳以降も厚生年金に加入し、厚生年金の被保険者である人は、老齢基礎年金は支給されますが、老齢厚生年金は、給与と老齢厚生年金(報酬比例部分)月額との合算額が46万円を超えると超えた分の半額が停止されます。停止額を控除した支給相

当額のみが増額の対象になり、全額停止の人が繰下げをしても年金額は増額になりません。

- ② 老齢基礎年金に加算される振替加算や老齢厚生年金の加給年金は繰下げ待機中には支給されません。また、増額の対象外です。
- ③ そのため、老齢厚生年金に加給年金が支給される人で、在職厚生年金が支給される人は、老齢基礎年金のみの繰下げ支給を行うことも一つの方法です。
- ④ 繰下げ待機中に他年金(遺族年金等)の権利が発生したときは65歳まで遡って請求するか、他年金の受給権発生時までの繰下げをするかを選択します。
- ⑤ 老齢基礎年金の繰上げ支給(65歳前支給)をした人は、「老齢基礎年金の繰下げ支給」はできません。また、66歳までに障害年金や遺族年金など、他の年金を受給している人も、「繰下げ支給」はできません。
- ⑥ 70歳以降は増額になりません。70歳になったら直ちに支給申請することが必要です。

◆繰下げ支給の手続き

65歳になる前に、日本年金機構から年金請求書(ハガキ形式)が届きます。老齢基礎年金・老齢厚生年金の片方のみを繰り下げ希望の場合は、希望する年金の繰下げ欄に○印をつけて提出し、両年金とも繰下げを希望する場合は、年金請求書を提出しないようにします。最寄りの年金事務所で手続きをします。

最低賃金 東京は869円

北海道除きで生活保護水準との逆転現象が解消

各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会は、平成25年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を答申しました。

改定額は右の表のとおりです。東京の最低賃金は869円となっており、この最低賃金額以下での労働者の使用は違法ということになります。

答申された改定額は、各都道府県労働局での手続を経て正式に決定され、11月6日までに順次発行する予定です。

全国加重平均額は764円

- 改定額の全国加重平均額は764円（昨年度749円、15円の引上げ）です。
- すべての都道府県で11円以上（11円～22円）の引上げが答申されました。改定額の分布は最低664円（鳥取県、島根県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県）から最高869円（東京都）となっています。
- 地域別最低賃金額が生活保護水準と逆転している11都道府県（北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）のうち、北海道を除く10都府県で逆転が解消しました。



平成25年度地域別最低賃金

| 都道府県名 | 答申最低賃金時間額※1 【円】 | 引上げ額 【円】 |
|---------|--------------------|-------------|
| 北海道 | 734 (719) | 15 |
| 青森 | 665 (654) | 11 |
| 岩手 | 665 (653) | 12 |
| 宮城 | 696 (685) | 11 |
| 秋田 | 665 (654) | 11 |
| 山形 | 665 (654) | 11 |
| 福島 | 675 (664) | 11 |
| 茨城 | 713 (699) | 14 |
| 栃木 | 718 (705) | 13 |
| 群馬 | 707 (696) | 11 |
| 埼玉 | 785 (771) | 14 |
| 千葉 | 777 (766) | 21 |
| 東京 | 869 (850) | 19 |
| 神奈川 | 868 (849) | 19 |
| 新潟 | 701 (689) | 12 |
| 富山 | 712 (700) | 12 |
| 石川 | 704 (693) | 11 |
| 福井 | 701 (690) | 11 |
| 山梨 | 706 (695) | 11 |
| 長野 | 713 (700) | 13 |
| 岐阜 | 724 (713) | 11 |
| 静岡 | 749 (735) | 14 |
| 愛知 | 780 (758) | 22 |
| 三重 | 737 (724) | 13 |
| 滋賀 | 730 (716) | 14 |
| 京都 | 773 (759) | 14 |
| 大阪 | 819 (800) | 19 |
| 兵庫 | 761 (749) | 12 |
| 奈良 | 710 (699) | 11 |
| 和歌山 | 701 (690) | 11 |
| 鳥取 | 664 (653) | 11 |
| 島根 | 664 (652) | 12 |
| 岡山 | 703 (691) | 12 |
| 広島 | 733 (719) | 14 |
| 山口 | 701 (690) | 11 |
| 徳島 | 666 (654) | 12 |
| 香川 | 686 (674) | 12 |
| 愛媛 | 666 (654) | 12 |
| 高知 | 664 (652) | 12 |
| 福岡 | 712 (701) | 11 |
| 佐賀 | 664 (653) | 11 |
| 長崎 | 664 (653) | 11 |
| 熊本 | 664 (653) | 11 |
| 大分 | 664 (653) | 11 |
| 宮崎 | 664 (653) | 11 |
| 鹿児島 | 665 (654) | 11 |
| 沖縄 | 664 (653) | 11 |
| 全国加重平均額 | 764 (749) | 15 |

※1 括弧書きは、平成24年度地域別最低賃金額。

●大企業における長時間労働が増加

厚生労働省が2013年度の「労働時間総合実態調査」の結果を発表し、大企業で1カ月の残業時間が60時間を超える人がいる割合が43.9%（2005年度調査比7.3ポイント上昇）となったことがわかった。（10月31日）

●約7割の企業が「65歳以上も雇用」

厚生労働省が調査を行った「高年齢者の雇用状況」（6月1日時点）の結果を発表し、65歳かそれ以上まで働ける企業の割合が66.5%（前年比17.7ポイント上昇）だったことがわかった。65歳までの雇用確保の義務付けは2025年度からだが、先取りして対応した企業が多かった。（10月30日）

●大卒就職者の約3割が3年以内に離職

リーマン・ショック後の2010年3月に大学卒業後、就職して3年以内に離職した人の割合が31.0%（前年度比2.2ポイント上昇）となったことが、厚生労働省の調査でわかった。業種別では、「宿泊業・飲食サービス業」が51.0%、「教育・学習支援業」が48.9%など、サービス関連の離職率が高かった。（10月29日）

●「育児休業給付」の引上げを検討

厚生労働省は、育児休業給付について、休業前の賃金の50%を補償している現在の制度を、最初の半年間に限り、3分の2に当たる67%に引き上げる案を労働政策審議会に示した。来年度の通常国会に雇用保険法改正案を提出し、同年中に新制度を実施の予定。（10月29日）

●9月の国内建設受注額が急増

日本建設業連合会が会員企業98社に行った9月の国内建設受注額の結果を発表し、受注額が2兆4,161億円（前年同月比約2.1倍）となったことがわかった。来年の消費増税を前に、病院や学校などの「サービス業」による駆け込み工事が急増した。（10月25日）

●建設会社の約4割が賃上げ 国交省調査

国土交通省が公共工事などに携わる労働者の賃金調査の結果を発表し、賃金を引き上げたか（もしくは予定している）と回答した企業が35.5%に上り、据え置いた企業（33.6%）を上回ったことがわかった。引上げの理由には、労働者の確保や業界の発展のためなどが挙がっていた。（10月23日）

●世帯間の所得格差が過去最大に

厚生労働省が2011年の「所得再分配調査」の結果を発表し、所得格差を示す「ジニ係数」（0~1の間で、1に近いほど格差が大きくなる）が0.5536（3年前の前回調査比0.0218ポイント上昇）となり、過去最大を更新したことがわかった。高齢化により所得の少ない世帯が増加したことなどが原因。（10月12日）

